（文部科学省組織規則の一部改正）

第十五条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十条の見出し中「原子力規制室、防災環境対策室」を「放射線環境対策室」に、「運転管理・検査管理官、保安管理企画官、原子力安全国際企画官」を「国際企画官」に改め、「、安全審査調整官」を削り、同条第一項中「原子力安全課に、原子力規制室、防災環境対策室」を「放射線対策課に、放射線環境対策室」に、「運転管理・検査管理官、保安管理企画官、原子力安全国際企画官」を「国際企画官」に改め、「、安全審査調整官」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「防災環境対策室」を「放射線環境対策室」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「原子力規制室の所掌に属するもの及び」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「及び原子力規制室」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項を同条第二項とし、同条第五項中「防災環境対策室」を「放射線環境対策室」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「原子力安全国際企画官」を「国際企画官」に、「第五十八条第一号から第四号まで」を「第五十八条」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第十二項を第八項とし、第十三項を削り、同条第十四項中「原子力規制室の所掌に属するもの及び」を削り、同項を同条第九項とする。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の廃止）

第十六条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十七年文部科学省令第四十八号）は、廃止する。

附　則

1　この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

2　この省令による改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十四年九月三十日までの間においては、一、九六七人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

3　この省令による改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十四年十月一日から同年十一月三十日までの間においては、一、九一八人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○文部科学省令第三十三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

文部科学大臣　平野　博文

独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する省令

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条　独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号。以下「研究所法」という。）第十四条第一号に規定する研究開発に関する事項

二　研究所法第十四条第二号に規定する研究の成果の普及及び成果の活用の促進に関する事項

三　研究所法第十四条第三号に規定する研究所の施設及び設備の供用に関する事項

四　研究所法第十四条第四号に規定する研究者の養成及び資質の向上に関する事項

五　研究所法第十四条第五号に規定する技術者の養成及び資質の向上に関する事項

六　研究所法第十四条第六号に規定する放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する事項

七　業務委託の基準

八　競争入札その他契約に関する基本的事項

九　その他研究所の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条　研究所は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（研究所の最初の事業年度の属する中期計画については、研究所の成立後遅滞なく）、文部科学大臣及び原子力規制委員会に提出しなければならない。

2　研究所は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣（当該変更が研究所法第十四条に規定する業務のうち、原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下この項において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質から放出された放射線又は原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射線（以下この項において「事故由来放射線」という。）の人体への影響並びに事故由来放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るもの（以下「事故由来放射線障害予防等」という。）に関する事項に係る変更である場合については、文部科学大臣及び原子力規制委員会）に提出しなければならない。

（中期計画記載事項）

第三条　研究所に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　施設及び設備に関する計画

二　人事に関する計画

三　中期目標期間を超える債務負担

四　積立金の使途

（年度計画の作成・変更に係る事項）

第四条　研究所に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2　研究所は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣（当該変更が事故由来放射線障害予防等に関する事項に係る変更である場合については、文部科学大臣及び原子力規制委員会）に提出しなければならない。

（各事業年度の業務実績の評価に係る事項）

第五条　研究所は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

2　文部科学省の独立行政法人評価委員会は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会に送付するものとする。

（中期目標期間終了後の事業報告書の提出に係る事項）

第六条　研究所に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。